

地方が適応策に取り組む意義と必要性・
地域気候変動適応センターに期待される役割

- 気候影響は地域特性により異なる。適応策についても、地域の影響の実情に応じて進める必要がある。
 - 南・北、海・山、都市・農村では、対応すべき気候影響にも違いがある。
 - 地域の状況を良く知る、地域での施策に実際に関わる人たちの間での適応策検討が重要になる。
- 地域変動適応センターの役割は多様
 - 地域の気候変動の実態や影響の把握及び高度な予測データの収集等、情報基盤の整備
 - ホームページや出前講座を通じた適応に関する様々な情報の一元的な発信
 - 地域の気候変動に関するニーズ・シーズの把握、適切なマッチングを通じた適応策の創出支援

(2) 重要課題調査のための委員会

③スマホ・ネット・ゲームへの依存とその回復について

(令和2年2月6日(木)開催)

■開催概要

スマートフォンなどの普及でゲーム依存の問題が深刻化しており、厚生労働省の推計によると、国内で病的なインターネット依存の疑いがある中高生は、平成29年度時点で約93万人いるとされ、5年前の前回調査からほぼ倍増している。

また、健康を害する懸念から、世界保健機関（WHO）は、ゲームのやり過ぎで日常生活が困難になる「ゲーム障害」を国際疾病として正式に認定（令和元年5月25日）し、ギャンブル依存症などと同じ精神疾患と位置付け、治療研究や世界の患者数の把握を後押しすることとしたところである。

このような状況にあって、今回の委員会では、スマホ・ネット・ゲームへの依存の状況と回復の過程について、参考人から意見を聴取し、意見交換を行った。

■参考人

京都文教大学 臨床心理学部 臨床心理学科
准教授 松田美枝氏



■進行

- 1 関係理事者から府の取組状況を説明
- 2 参考人から説明聴取
- 3 上記を踏まえて、質疑・意見交換

■出席理事者

- ・健康福祉部副部長（総務・福祉担当）
- ・家庭支援課長
- ・家庭支援課非行少年・ひきこもり対策担当課長
- ・障害者支援課長

【理事者説明概要】

京都府におけるネット被害対応に係る取組

1 青少年の健全な育成に関する条例の改正

(1) フィルタリングの促進強化(平成30年3月12日改正)

- ・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の改正(平成30年2月1日)に伴い、携帯電話事業者等によるフィルタリング(インターネット上の有害情報の閲覧を制限する機能)の促進を強化

(2) 自撮り要求規制(平成30年7月17日改正)

- ・何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないとした自撮り要求規制

2 青少年のインターネット利用対策

(1) 「オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会」発足、総合的な取組を推進(平成28年8月4日設立)

- ・関係機関や団体、民間事業者等が、オール京都で連携して、スマートフォン等利用拡大に伴い増加している青少年の被害やトラブル防止等に取り組む

(2) 「青少年ネット被害相談窓口」設置(平成29年4月～)

- ・システムエンジニア(SE)と家庭支援課職員による電話・メール相談対応

(3) 「青少年いいねッ京(みやこ)フォーラム」の開催

- ・安全で安心なネット利用を目指して、スマートフォン等の利用のあり方を含め、情報モラルやネットリテラシーについて、青少年と保護者がともに考える機会となるフォーラムを開催

1 青少年の健全な育成に関する条例の改正

(1) フィルタリングの促進強化(平成30年3月12日改正)

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の改正(平成30年2月1日)に伴い、携帯電話事業者等によるフィルタリング(インターネット上の有害情報の閲覧を制限する機能)の促進を強化

＜改正内容＞

① 保護者等への説明義務

携帯電話事業者等の利便性向上のため、説明書を電磁的記録で代えられること(説明書の交付を求められた場合を除く)を新設

② 保護者が携帯電話事業者にフィルタリング解除の申出をする場合の手続き等

ア 書面による申出

- ・法により、携帯電話回線の契約にあわせて、Wi-Fi経由等によるインターネット接続が可能な端末機器の販売をする場合にもフィルタリング義務が課されたため、条例においても、フィルタリング解除の申出をする際には書面の提出を義務づける。
- ・保護者の利便性向上のため、書面に代えて電磁的記録で提出することができることを新設

イ 解除申出の要件

- ・保護者が適切に監督する場合のみとする

③ 携帯電話事業者の対象の明確化について

法により、契約代理店等を含めた携帯電話事業者に対して義務規定が置かれたため、条例も法と同じ対象であることを明確化

＜施行日＞ 平成30年3月12日

(参考)

○青少年のスマートフォンフィルタリング状況（京都府）

	H28年度	H29年度	H30年度
フィルタリング利用率	55.1%	53.9%	55.6%
フィルタリング利用件数のうち、Wi-Fi対応のフィルタリングを設定した率	29.6%	34.2%	45.6%

※販売店舗照会結果(3大キャリアのみ)

(2) 自撮り要求規制(平成30年7月17日改正)

青少年が自分の裸体等を自ら撮影し、その画像をメール等で送付させられる被害、いわゆる自撮り被害を未然に防止するため、青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為そのものを規制

<改正内容>

- ① 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。
- ② ①に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとした。
 - ・ 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うよう求めた者
 - ・ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うよう求めた者

<施行日> 平成30年7月17日(罰則部分は平成30年8月16日)

(参考)

○児童ポルノの自撮り被害児童数の推移(警察庁発表・京都府警聞取り)

年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
全国	207	270	289	376	480	515	541
京都府	-	-	-	4	16	9	(非公表)

※京都府の被害児童数は京都府警が検挙した事件の被害児童数を示す

○コミュニティサイト及び出会い系サイトに起因する被害児童数(警察庁発表・京都府警発表)

		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
全国	コミュニティサイト	1,076	1,293	1,421	1,652	1,736	1,813	1,811
	出会い系サイト	218	159	152	93	42	29	-
京都府	コミュニティサイト	16	14	17	31	32	28	40
	出会い系サイト	1	5	1	4	2	0	0

2 青少年のインターネット利用対策

(1) 「オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会」による総合的な取組を推進(平成28年8月4日設立)

<目的>

スマートフォン等のネット接続端末の利用拡大に伴い、増加している青少年の被害やトラブルをなくし、安心して快適な利用ができるよう、協議会に参画する団体が幅広く連携し、総合的な取り組みを進める。

<事業内容>

インターネット利用に関する相談・被害対策や未然防止対策、広報啓発対策について情報共有等を行うため、年1回程度協議会を開催

<参画団体> 32団体

総務省近畿総合通信局、法務省京都地方務局
 京都府、京都府教育委員会、京都府警察
 京都市、京都市教育委員会
 京都府市長会、京都府町村会、京都府市町村教育委員会連合会、京都府私立中学高等学校連合会、京都府PTA協議会、京都市PTA連絡協議会、京都府高等学校PTA連合会、京都府私立中学高等学校保護者会連合会、(公社)京都府青少年育成協会、(公財)京都市ユースサービス協会、京都府少年補導連絡協議会、京都市少年補導委員会、(公社)京都府少年補導協会、(公社)京都府防犯協会連合会、全国大学生協連京滋・奈良ブロック、(一社)電気通信事業者協会、(一社)安心ネットづくり促進協議会、(株)ドコモCS関西、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、任天堂(株)、デジタルアーツ(株)、(株)ディー・エヌ・エー、ピットクルー(株)、京都弁護士会

(2) 「青少年ネット被害相談窓口」設置(平成29年4月～)

平成27年度、28年度と運用してきたネットトラブル相談窓口「相談してねっと」を、相談が多かったネット上での誹謗中傷等に対応するため、システムエンジニア(SE)と家庭支援課職員による電話・メール相談対応窓口「青少年ネット被害相談窓口」に改編して開設

◇ 第1次対応 府職員 → 第2次対応 専門家(SE)

○青少年ネット被害相談窓口 実績

年度	相談件数(件)			相談内容
	電話	メール	合計	
H29年度	89	20	109	削除方法 24件(22%) 交際トラブル 17件(16%) ネットいじめ 13件(12%) 名誉毀損・誹謗中傷 11件(10%)
H30年度	93	18	111	交際トラブル 35件(32%) 削除方法 22件(20%) 架空請求 17件(15%) 名誉毀損・誹謗中傷 5件(5%)
R元年度 (12月末)	49	9	58	交際トラブル 22件(38%) 削除方法 5件(9%) 名誉毀損・誹謗中傷 4件(7%) ショッピングトラブル 4件(7%)

(3) 「青少年いいねット京(みやこ)フォーラム」の開催 ～子どもと親がともに学び、考え、高めましょう！ ネットリテラシ～

■事前学習会

日時:令和元年7月6日(土) 10時～17時

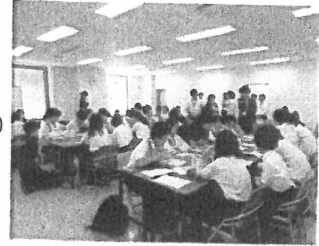
場所:京都府警察本部110番指令センター

参加者:府内の小・中・高校生33名(高校生26名・中学生6名・小学生1名)

内容:①青少年のネット利用に関するアンケート分析

②ワークショップ:

ネットの良いところ・悪いところなどネット利用のあり方について



■フォーラム

日時:令和元年9月29日(日) 13時～16時30分

場所:ホテルルビノ京都堀川

主催:オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会

共催:総務省近畿総合通信局、スマホ連絡会(近畿)

参加者:府内の京都小・中・高校生33名とその保護者、教員、
青少年ボランティア団体等 約150名



内容:

- ①講演「みんなで話し合おう！スマホの安心安全対策について」
- ②事前アンケート結果及びワークショップ結果の発表
- ③ネットリテラシー啓発・向上動画発表
- ④パネルディスカッション(生徒、保護者、府警)

【参考人説明概要】

＜アディクション（嗜癖・依存症）とは？＞

健康や生活に支障があると分かっているにもかかわらず止められない常習的使用、使用障害、耽溺

- ① 質（アルコール、薬物、タバコ、カフェイン、チョコレート、食べ物など）
- ② プロセス（ギャンブル、買い物、仕事、インターネット、スマートフォン、ゲーム、スポーツ、自傷行為、窃盗・万引き、痴漢など）
- ③ 関係（恋愛、セックス、暴力、権力、コントロール、世話焼きなど）

※ ②、③を「行為」とも言う。

※ 乱用、中毒とは異なる。

※ 精神医学的な診断基準（ICD-10、DSM-5）があるのは、アルコール、薬物、タバコ、ギャンブル、窃盗症、摂食障害。

＜使用障害とは？＞

依存対象に対する強い欲求（渴望）があり、それがないと不安になったり、そのことをずっと考え続けたりする（囚われ）。

満足を得るために、開始時間、終了時間、量（頻度）が際限なく増大する（耐性の形成）。依存対象がないと居ても立ってもいられない、幻覚が出現する、などの離脱症状が認められる。

仕事、家族や友人、以前に楽しんでいた趣味などよりも、依存対象の使用を選ぶことが増え、そのために嘘をついたり喧嘩になったりすることがある。

依存対象の使用を制限したり、断つことを試みたりしても、失敗に終わる。

罪悪感や自己嫌悪などの嫌な気分を紛らわすために使用する。楽しくもないのに（強迫的に）あれば使用する。

＜インターネット・スマートフォン・ゲームへの依存とは？＞

（インターネット依存自己評価スケール青少年用）韓国情報化振興院

- ・インターネットの使用で、学校の成績や業務実績が落ちた。
- ・インターネットをしている間は、よりいきいきしてくる。
- ・インターネットができないと、どんなことが起きているのか気になって他のことができない。
- ・「やめなくては」と思いながら、いつもインターネットを続けてしまう。
- ・インターネットをしているために疲れて授業や業務時間に寝る。
- ・インターネットをしていて、計画したことがまともにできなかったことがある。
- ・インターネットをすると気分が良くなり、すぐに興奮する。
- ・インターネットをしているとき、思い通りにならないとイライラしてくる。
- ・インターネットの使用時間を自ら調節することができる。
- ・疲れるくらいインターネットをすることはない。
- ・インターネットができないとそわそわと落ち着きがなくなり焦ってくる。

- ・一度インターネットを始めると、最初に心に決めたよりも長時間インターネットをしてしまう。
- ・インターネットをしたとしても、計画したことはきちんと行う。
- ・インターネットができなくても不安ではない。
- ・インターネットの使用を減らさなければならないといつも考えている。

<スマートフォン依存スケール>

- ・スマホ使用のため、予定していた仕事や勉強ができない。
- ・スマホ使用のため、課題に取り組んだり、仕事や勉強に集中できない。
- ・スマホ使用中に、手首や首のうしろに痛みを感じる。
- ・スマホがないと我慢できなくなると思う。
- ・スマホを手にしていないと、イライラしたり、怒りっぽくなる。
- ・スマホを使っていなくても、スマホのことを考えている。
- ・スマホが毎日の生活にひどく悪影響を及ぼしていても使い続けると思う。
- ・Twitter や Facebook で他の人とのやりとりを見逃さないために、スマホを絶えずチェックする。
- ・使う前に意図していたよりもスマホを長時間使ってしまう。
- ・周りの人が自分に対してスマホを使いすぎていると言う。

(Kwon Metal. PLoS ONE, 2013 (邦訳：久里浜医療センター) より引用)

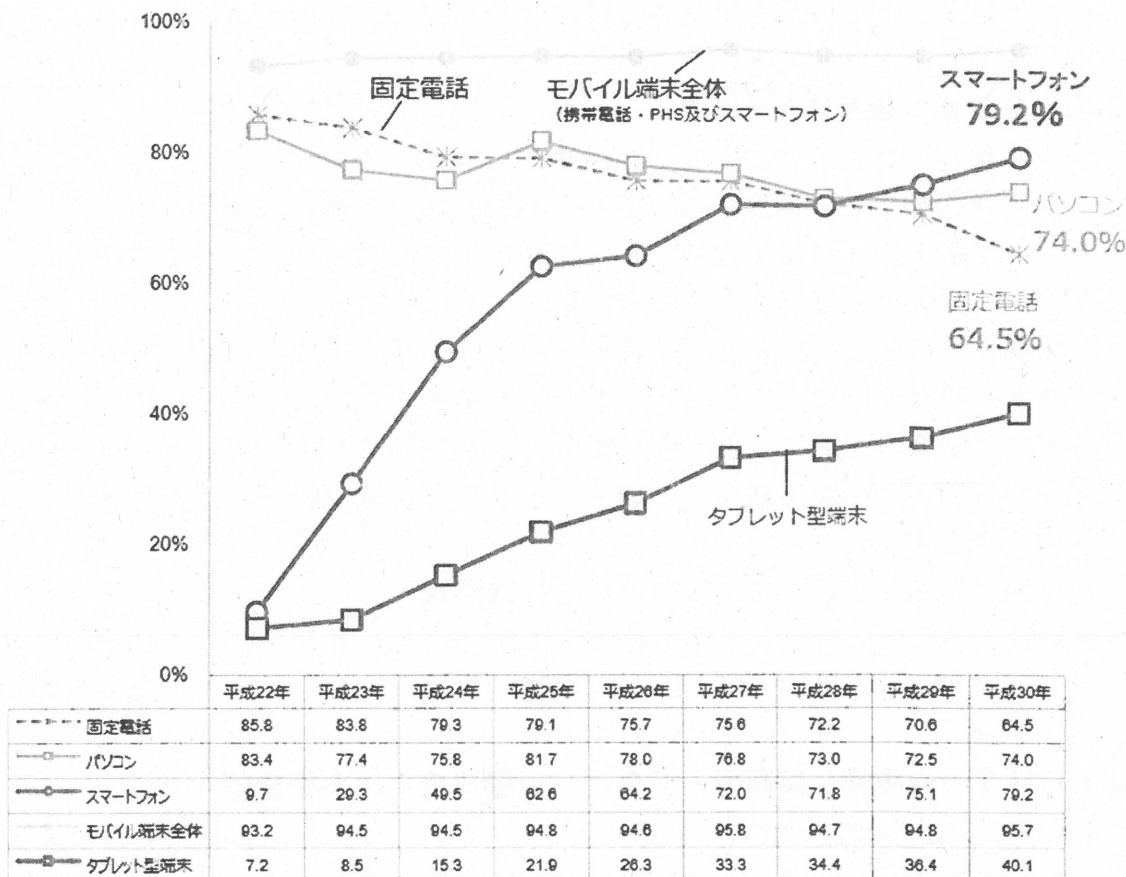
<ICD-11「ゲーム障害」診断ガイドライン（樋口氏による暫定訳）>

- ・持続的または再発性のゲーム行動パターン（インターネットを介するオンラインまたはオフライン）で、以下のすべての特徴を示す。
 - a. ゲームのコントロール障害（たとえば、開始、頻度、熱中度、期間、終了、プレイ環境などにおいて）
 - b. 他の日常生活の関心事や日々の活動よりゲームが先に来るほどに、ゲームをますます優先
 - c. 問題が起きているにも関わらず、ゲームを継続またはさらにエスカレート（たとえば、反復する対人関係問題、仕事または学業上の問題、健康問題）
- ・ゲーム行動パターンは、持続的または挿話的かつ反復的で、ある一定期間続く（たとえば12ヶ月）。
- ・ゲーム行動パターンは、明らかな苦痛や個人、家族、社会、教育、職業や他の重要な機能分野において、著しい障害を引き起こしている。

<使用者・依存者はどのくらい？>

○主な通信情報機器の保有状況（世帯）

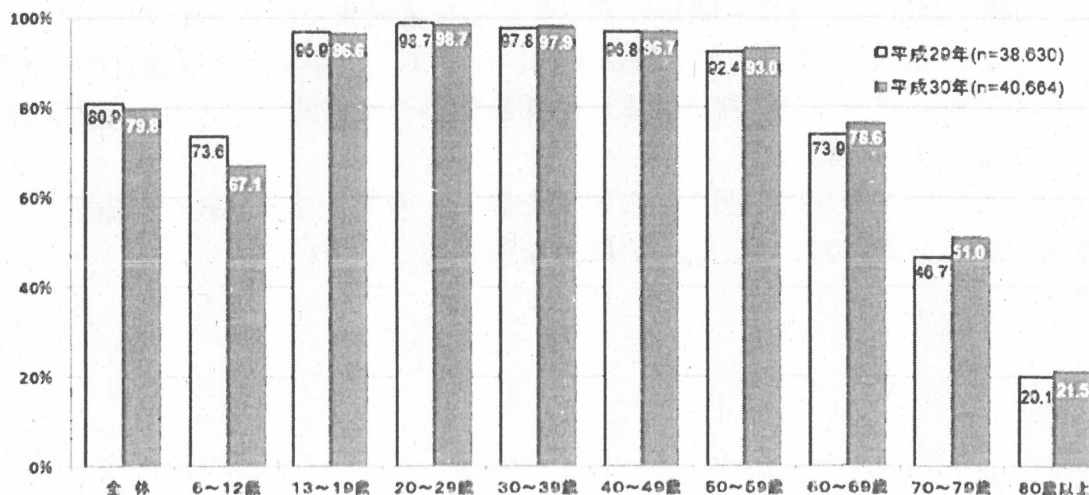
スマートフォンを保有している世帯の割合は約8割である。
パソコン（74.0%）、固定電話（64.5%）を上回っている。



総務省「平成30年通信利用動向調査」より引用

○インターネット利用状況（個人）

13歳～59歳の年齢層でインターネット利用が9割を超え、100%に近い。



総務省「平成30年通信利用動向調査」より引用